

広島県立母子福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十五号

広島県立母子福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例

広島県立母子福祉センター設置及び管理条例（昭和五十四年広島県条例第一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。